



福岡県医発第 2945 号 (地)
平成 28 年 2 月 8 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 松 田 峻 一 良
(公 印 省 略)

平成 28 年度における診療報酬等の納入期日及び支払日について

今般、平成 28 年度における診療報酬等の納入期日及び支払日については、別紙のとおり予定されている旨、社会保険診療報酬支払基金福岡支部（以下支払基金という。）より通知がありましたのでご連絡申し上げます。

なお、各医療機関に対しましては、支払基金より発刊されております広報誌等をもってお知らせされておりますことを申し添えます。

小郡三井医師会より

医療保険担当理事 山下拓郎
会長 廣瀬真恵

福 総 会 001136

平成 28 年 2 月 2 日

福岡県医師会会長 殿

社会保険診療報酬支払基金福岡支部

支 部 長 中 田 宏



平成 28 年度における診療報酬等の納入期日
及び支払日について

平素は支払基金の業務運営に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、平成 28 年度における診療報酬等の納入期日及び支払日については、別紙のとおり予定していますのでご連絡いたします。

なお、各保険医療機関等に対しましては、広報誌等をもってお知らせいたしますので、念のため申し添えます。



平成28年度における診療報酬等の納入期日及び支払日予定表

	18日	19日	20日	21日	22日	23日	24日
平成28年4月 注1			納入期日	支払日		土	日
5月 注2		納入期日	支払日	土	日		
6月 注1	土	日	納入期日	支払日			
7月 注1	祝日		納入期日	支払日		土	日
8月 注3		納入期日	土	日	支払日		
9月 注1	日	祝日	納入期日	支払日	祝日		土
10月 注1			納入期日	支払日	土	日	
11月 注4		土	日	納入期日	支払日	祝日	
12月 注1	日		納入期日	支払日		祝日	土
平成29年1月 注2		納入期日	支払日	土	日		
2月 注1	土	日	納入期日	支払日			
3月 注4	土	日	祝日	納入期日	支払日		

※ 診療報酬等には、特定健診・特定保健指導費及び出産育児一時金等に係る費用も含まれます。

注1 納入期日20日・支払日21日

注2 納入期日19日・支払日20日(21日・22日が銀行の休日)

注3 納入期日19日・支払日22日(20日・21日が銀行の休日)

注4 納入期日21日・支払日22日(19日・20日が銀行の休日)

平成 28 年度診療報酬等の納入期日及び支払日について

1 基本的考え方

(1) 納入期日について

納入期日は、原則 20 日とします。

ただし、20 日以降銀行の休日が続く場合は、19 日の設定もありうることにします。

(2) 支払日について

支払日は、原則 21 日とします。

ただし、当該日が銀行の休日に当たる場合は、22 日までとして設定します。

なお、19 日から 22 日までの間において銀行の休日が 3 日間該当する月にあつては、23 日の支払日の設定もありうることにします。

(3) その他

銀行の休日が 19 日から 23 日まで続く場合は、18 日を納入期日、24 日を支払日とすることとします。(平成 21 年度及び平成 27 年度実施)

2 平成 28 年度診療報酬等納入期日及び支払日について

別紙予定表のとおりとし、各月の考え方は以下のとおりです。

(1) 4 月、6 月、7 月、9 月、10 月、12 月及び 2 月について

納入期日及び支払日ともに銀行の休日に該当しないことから、20 日を納入期日、21 日を支払日とします。

(2) 5 月及び 1 月について

納入期日である 20 日は銀行の休日となっていないが、21 日及び 22 日が銀行の休日に該当し、22 日までに支払う取扱いから、19 日を納入期日、20 日を支払日とします。

(3) 8 月について

納入期日である 20 日が銀行の休日に当たり、翌日 21 日も休日であるため 19 日を納入期日、22 日を支払日とします。

(4) 11 月及び 3 月について

納入期日である 20 日が銀行の休日に当たり、前日 19 日も休日であるため 21 日を納入期日、22 日を支払日とします。

※ 診療報酬等には、特定健診及び出産育児一時金等に係る費用も含まれます。